

小城市都市公園条例(平成17年小城市条例第159号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○小城市都市公園条例</p>	<p>○小城市都市公園条例</p> <p><u>（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）</u></p> <p><u>第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、第1条の3及び第1条の4の定めるところによる。</u></p> <p><u>（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</u></p> <p><u>第1条の3 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。</u></p> <p><u>（市が設置する都市公園の配置及び規模の基準）</u></p> <p><u>第1条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u></p> <p><u>（1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p><u>（2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p><u>（3）主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的と</u></p>

(名称及び位置)

第2条 都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

する都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

略

(行為の禁止)

**第4条** 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

略

(利用の禁止又は制限)

**第5条** 市長は、都市公園の破壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ない場合は、都市公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の利用許可)

**第6条** 市が管理する公園施設のうち、別表第2に掲げる公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

略

(行為の禁止)

**第3条** 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

略

(利用の禁止又は制限)

**第4条** 市長は、都市公園の破壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ない場合は、都市公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の利用許可)

**第5条** 市が管理する公園施設のうち、別表第1に掲げる公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

**第6条** 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。  
2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可を受けた者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 別表第2に掲げる公園施設を利用しようとする者は、別表第4に定める額の使用料を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定による使用料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可を受けた者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 別表第1に掲げる公園施設を利用しようとする者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定による使用料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

別表第1(第2条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第6条関係)

【別記2 参照】

別表第3(第10条関係)

【別記3 参照】

別表第4(第10条関係)

【別記4 参照】

---

別表第1(第6条関係)

【別記2 参照】

別表第2(第10条関係)

【別記3 参照】

別表第3(第10条関係)

【別記4 参照】

【別記1】

現行

名称	位置
小城公園	小城市小城町本町地内
千葉公園	小城市小城町吉田地内
祇園川河畔公園	小城市小城町二瀬川地内
牛津総合公園	小城市牛津町勝地内
うしづふれあいグリーンパーク	小城市牛津町上砥川地内
石切場跡	小城市牛津町上砥川地内
羽佐間水路緑水公園	小城市牛津町下砥川地内

改正後（案）

表削除

【別記2】

現行

都市公園名	有料公園施設の種類及び名称
小城公園	野球場、庭球場
牛津総合公園	多目的グラウンド、グラウンドゴルフ場

改正後（案）

都市公園名	有料公園施設の種類及び名称
小城公園	野球場、庭球場
牛津総合公園	多目的グラウンド、グラウンドゴルフ場

【別記3】

現行

利用目的		単位	金額(円)
公園施設を設置する場合	建築物である公園施設	1平方メートル 1月	30
	建築物でない公園施設	1平方メートル 1月	2
公園施設を管理する場合	建築物である公園施設	1平方メートル 1月	200
	建築物でない公園施設	1平方メートル 1月	4
工作物を設けて都市公園を占用する場合		小城市道路占用料条例(平成17年小城市条例第164号)別表の規定に準じて徴収する。	
その他都市公園を利用する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1平方メートル 1日	19
	業として写真を撮影するもの	1年	1,500
	業として映画を撮影するもの	1月	3,000
	競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの	1平方メートル 1日	2

改正後(案)

利用目的		単位	金額(円)
公園施設を設置する場合	建築物である公園施設	1平方メートル 1月	30
	建築物でない公園施設	1平方メートル 1月	2

公園施設を管理する場合	建築物である公園施設	1平方メートル 1月	200
	建築物でない公園施設	1平方メートル 1月	4
工作物を設けて都市公園を占有する場合		小城市道路占用料条例(平成17年小城市条例第164号)別表の規定に準じて徴収する。	
その他都市公園を利用する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1平方メートル 1日	19
	業として写真を撮影するもの	1年	1,500
	業として映画を撮影するもの	1月	3,000
	競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの	1平方メートル 1日	2

【別記4】

現行

都市公園名	種類又は名称	単位	金額(円)	
小城公園	野球場	1時間	市内	無料
			市外	500
		1時間(夜間照明使用料)	市内	2,200
			市外	3,000
	庭球場	1面1時間につき		400
			1面1時間につき(夜間照明使用料)	800
牛津総合公園	多目的グラウンド	1時間につき	野球1面	1,260
			ソフト1面	630
			ソフト2面	1,260
			サッカー1面	1,260
		1時間につき	ゲートボール	420
			グラウンドゴルフ	
		1時間(夜間照明使用料)	野球1面	3,465
ソフト1面			1,890	
ソフト2面			3,465	
		サッカー1面	1,890	

	グラウンドゴルフ場	1時間につき		420
--	-----------	--------	--	-----

改正後（案）

都市公園名	種類又は名称	単位	金額(円)	
小城公園	野球場	1時間	市内	無料
			市外	500
	1時間(夜間照明使用料)	市内	2,200	
		市外	3,000	
	庭球場	1面1時間につき		400
			1面1時間につき(夜間照明使用料)	800
牛津総合公園	多目的グラウンド	1時間につき	野球1面	1,260
			ソフト1面	630
			ソフト2面	1,260
			サッカー1面	1,260
	1時間につき	ゲートボール	420	
		グラウンドゴルフ		
	1時間(夜間照明使用料)	野球1面	3,465	
ソフト1面		1,890		
ソフト2面		3,465		

		サッカー1面	1,890
	グラウンドゴルフ場	1時間につき	420